

群馬県災害レジリエンス強化資金融資促進制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豪雨災害や台風等、昨今の激化する自然災害に対処すべく、防災・減災に資する設備投資を行う県内事業者に対し、県及び金融機関等が協力して必要な資金の融資を促進することで、県内事業者の災害レジリエンス強化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 既存施設

建設の後、事業の用に供されたことがある建物及び当該建物と密接に関連する一団の施設をいう。

(2) 金融機関

銀行、信用金庫、信用組合及び商工組合中央金庫の本支店をいう。

(貸付け)

第3条 金融機関がこの要綱に基づく融資（以下「本制度融資」という。）を行った場合、知事は、予算の範囲内において、融資額（融資期間が翌年度以降にわたる場合の翌年度以降の預託に係るものについては、それぞれの年度における平均融資残高（延滞額を除く。））の2分の1に相当する額を当該金融機関に預託することができる。

2 前項の金融機関への預託の条件等については、別に知事が定める。

(融資対象者)

第4条 本制度融資の対象者は、法人若しくは個人又はこれらを構成員とする法人であって、次の各号のすべてに該当する者とする。

(1) 県税の滞納がない者

(2) 群馬県暴力団排除条例（平成22年群馬県条例第51号）に基づく群馬県の事務事業からの暴力団排除に関する合意書第3条で定める排除対象者に該当しない者

(3) 別紙1に規定する業種を営み、県内の既存施設に防災・減災対策を講じるため、防災・減災に直接的に機能を有する建物改修又は設備（建物附属設備、構築物、機械、装置、工具、器具、備品）取得、改修等を行う者

(資金使途)

第5条 本制度融資の資金使途は、県内の既存施設における防災・減災対策のために必要となる設備資金（土地及び建物取得のための資金を除く）とする。ただ

し、消防法（昭和23年法律第186号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令により義務づけられた基準を満たすための建物改修、設備取得又は設備改修に係る経費は対象外とする。

（融資条件）

第6条 本制度融資の条件は、次の各号に定めるとおりとする。

- （1） 融資限度額
5,000万円（本資金の融資残高を含む。）
- （2） 融資期間
7年以内（内据置1年以内）
- （3） 融資利率
年1.1%以内
保証協会の保証を付した場合 責任共有制度対象外 年0.7%以内
責任共有制度対象 年0.8%以内
- （4） 担保・保証人
金融機関等の定めるところによる。
- （5） 償還方法
年1回以上の元金均等分割償還とする。

（事業計画の承認申請）

第7条 本制度融資を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、借り入れを希望する金融機関に融資の申し込みを行うとともに、次の各号に掲げる書類を知事に提出するものとする。

- （1） 災害レジリエンス強化資金事業計画承認申請書（別記様式第1号）
- （2） 定款（法人の場合に限る。）
- （3） 直近2期の決算書又はこれに類する書類
- （4） 行政県税事務所長が発行する県税の納税証明書
- （5） 配置図等当該施設の敷地利用計画を示す平面図
- （6） 当該施設に係る登記事項証明書
- （7） 改修を行う建物又は取得、改修等を行う建物附属設備、構築物、機械、装置、工具、器具及び備品に係る仕様、予定取得価額等が確認できる設計図、カタログ、見積書、建築確認書類等の書面
- （8） 暴力団、暴力団員及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないことの誓約書

（承認）

第8条 知事は、前条の規定による事業計画の承認申請があった場合は、必要に応じて実地調査等を行い、本要綱の目的及び各種要件に合致するものとして認めるときは、当該事業計画を承認するものとする。

2 知事は、前項の規定による承認を行ったときは、災害レジリエンス強化資金事業計画承認通知書（別記様式第2号）により、申請者及び当該融資を取り扱う金融機関に通知するものとする。

（事業計画の変更承認）

第9条 前条第1項の規定による事業計画の承認を受けた者が、当該事業計画の内容（軽微な変更を除く。）を変更しようとするときは、別に定める群馬県制度融資事業計画変更承認申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による変更承認申請があった場合には、必要に応じて実地調査等を行い、本要綱の目的及び各種要件に合致するものとして認めるときは、当該事業計画の変更を承認するものとする。

3 知事は、前項の規定による承認を行ったときは、災害レジリエンス強化資金事業計画変更承認通知書（別記様式第3号）により、申請者及び当該融資を取り扱う金融機関に通知するものとする。

（融資の報告等）

第10条 金融機関は、本制度融資を行ったときは、別に定める群馬県制度融資実行報告書を知事に提出しなければならない。

2 金融機関は、前項の規定により提出した群馬県制度融資実行報告書の内容に変更が生じた場合は、別に定める群馬県制度融資変更報告書を知事に提出しなければならない。

（辞退届）

第11条 第8条第1項の規定による事業計画の承認又は第9条第2項の規定による事業計画の変更承認を受けた者（以下「承認等を受けた者」という。）が、本制度融資を受けないこととなった時には、速やかに別に定める群馬県制度融資事業計画承認辞退届を知事に提出しなければならない。

（完了届等）

第12条 本制度融資を受けた者は、当該融資に係る事業計画が完了したときは、別に定める群馬県制度融資事業計画完了届を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の届出があったときは、必要に応じ完了検査を行うものとする。

（所有権移転等の届出）

第13条 本制度融資を受けた者が、当該融資の償還終了前に、当該融資により取得した資産について、その所有権を移転しようとするとき又は使用目的を変更しようとするときは、別に定める群馬県制度融資所有権移転等の届出を、あらかじめ知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による届出を受けたときにおいて、当該融資を継続するこ

とが適当でないと認めるときは、当該融資にかかる資金の全部又は一部を繰り上げて償還させることができる。

(承認の取消)

第14条 知事は、承認等を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、承認を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正行為により承認を受けたとき
- (2) 融資を受けた資金を目的外に使用したとき
- (3) 承認の内容又はこれに付した条件に違反したとき
- (4) 本要綱及び本要綱に基づく規定に違反したとき

2 知事は、前項の規定により承認を取り消したときは、別に定める群馬県制度融資事業計画承認取消通知書により、承認を受けた者及び関係金融機関に通知するものとする。

3 知事は、第1項の規定により承認を取り消したときは、関係金融機関と協議して、当該融資に係る資金の全部又は一部を繰り上げて償還させることができる。

(預託の停止)

第15条 知事は、本制度融資を受けた者が、前条第1項のいずれかに該当するとき又は金融機関が本要綱及び本要綱に基づく規定に違反して融資を行ったときは、第3条第1項の預託を行わないことができる。

(報告等)

第16条 知事は、必要があると認めるときは、本制度融資を受けた者、融資を行った金融機関又は保証協会に対し、事業計画の実施状況、融資の状況等について報告を求め、又は実地の調査を行わせることができる。

(委任)

第17条 この要綱に定めるほか、必要な事項は知事が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和3年度中に行われる融資に限り、第3条第1項中「2分の1」とあるのは、「1.86分の1」とする。

別紙1（第4条関係）

1 製造業等

- (1) 製造業（大分類）
- (2) 主たる事業内容が製造業に該当する事業者が設置する研究・開発機能、産業支援サービス機能、物流・流通機能等の製造業関連事業所

2 物流・流通業

- (1) 道路貨物運送業（中分類）
- (2) 倉庫業（中分類）
- (3) こん包業（小分類）
- (4) 各種商品卸売業（中分類）
- (5) 繊維・衣服等卸売業（中分類）
- (6) 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業（中分類）
- (7) 機械器具卸売業（中分類）
- (8) その他の卸売業（中分類）

3 産業支援サービス業等

- (1) 総合リース業（細分類）
- (2) 貸事務所業（細分類）
- (3) 産業用機械器具賃貸業（小分類）
- (4) 事務用機械器具賃貸業（小分類）
- (5) 機械修理業（小分類）
- (6) 電気機械器具修理業（小分類）
- (7) 情報サービス業（中分類）
- (8) 広告業（小分類）
- (9) ディスプレイ業（細分類）
- (10) 産業用設備洗浄業（細分類）
- (11) 商品・非破壊検査業（小分類）
- (12) デザイン業（小分類）
- (13) 経営コンサルタント業（細分類）
- (14) 機械設計業（小分類）
- (15) その他の技術サービス業（細分類）
- (16) 自然科学研究所（小分類）
- (17) 電気業（小分類）
- (18) ガス業（小分類）
- (19) 通信業（中分類）
- (20) インターネット附随サービス業（中分類）

※ 掲げる業種は、平成25年10月改訂の日本標準産業分類による。

() 内は同分類における大分類・中分類・小分類・細分類の別